



\*DCは、Defined Contribution (確定拠出年金)の略です。

発行：損保ジャパンDC証券

## 【確定拠出年金関係法令等の主な改正内容について】

平成16年8月24日に「厚生年金基金規則等の一部を改正する省令」が公布されたことにより、確定拠出年金制度に係る法令(確定拠出年金法、確定拠出年金法施行令、確定拠出年金法施行規則)の改正がすべて開示されました。

改正内容の詳細に関しましては本紙で既にご案内していますが、今回は再確認の意味で、改正の全体像を簡単にご紹介したいと思います。

### ■平成16年10月より適用

#### 1. 拠出限度額の引き上げ

年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完して、老後所得の確保を図るため、以下のとおり拠出限度額が引き上げられます。

なお、企業型年金規約に改正前の拠出限度額が記載されている場合、改正後の拠出限度額を適用するためには規約の変更手続きが必要になります。

		改正前	改正後
企業型年金	企業年金がない場合	月額3.6万円	月額4.6万円
	企業年金がある場合	月額1.8万円	月額2.3万円
個人型年金	第2号加入者(※1)	月額1.5万円	月額1.8万円
	第1号加入者(※2)	(※3)月額6.8万円	変更なし

(※1)企業年金も企業型年金も実施していない企業の従業員等

(※2)自営業者等

(※3)国民年金基金の掛金と合算して判定

#### 2. 移換限度額の撤廃

これまで適格退職年金等、他制度からの資産移換に際しては、その過去勤務期間の掛金の法定限度額に、利子相当額を加えた額が上限とされていましたが、こうした移換限度額が撤廃されました。

#### 3. 適格退職年金等から確定拠出年金への資産移換期限の緩和

適格退職年金等の企業年金から確定拠出年金へ資産移換する場合の移換期限が、現行の適格退職年金の解約等の属する月の「翌月の末日まで」から「翌々月の末日まで」に延長されました。

#### 4. 複数事業所が実施する規約の変更手続きの簡素化

規約の変更の内容が、すべての実施事業所に係るものではなく、あらかじめ規約に自社に関係ない事項の変更に関しては、同意があったものとみなすことができる旨の規定をしていれば、実際に変更を行う企業の労使合意さえ得れば、他の実施事業所の労使合意は不要となりました。

規約に定める事項…実施事業所の名称、加入資格、掛金、運営管理手数料

## 5. 軽微な事項の規約変更手続きの簡素化

規約の軽微な変更のうち、実施事業所や運営管理機関の住所の変更といった、省令に定める特に軽微な変更については、労使合意なしでの変更が可能になりました。

特に軽微な変更…事業主の住所の変更、実施事業所の所在地の変更、運営管理機関及び資産管理機関の住所の変更

## 6. 運用商品の除外の要件緩和

運用商品を除外する場合には、その商品を保有している加入者等の全員の同意を得なければなりません。投信委託会社の認可取消し、商品提供機関の破綻により商品の提供ができなくなった場合には、同意を得ることなく除外できるようになりました。

## 7. 企業型年金の終了に伴う資産の移換期限の明確化

企業型年金規約が終了した日において、その企業型年金の加入者等であった者で、まだその持分が移換されていない者の移換期限が、「6ヶ月以内」と明示されました。

## 8. 記録関連運営管理機関の保存情報についての事業主の提供義務化

記録関連運営管理機関は、加入者等が企業年金等の資格を有する場合には、その資格の種類と資格取得年月日・資格喪失年月日を原簿に記録しなければなりません。このうち資格喪失年月日に関しては、これまで事業主に報告義務が課せられていなかったため、その提供を義務付けました。

## 9. 事業主報告書の様式の変更

企業型年金の実施事業主が年に一度厚生局に提出する「企業型年金に係る業務報告書」について、運用商品ごとの個人別管理資産の状況の記載に、運用の方法の種類、元本確保の区分、株券等の区分が追加されました。

## 10. 記録関連運営管理機関の保存記録の期限短縮

企業型加入者等原簿及び個人型加入者等帳簿の記載事項のうち、運用指図の内容及び指図を行った年月日については、保管期限を10年に短縮しました。

### ■平成17年4月より適用

#### 1. 罰則金の引き上げ

実施事業主や運営管理機関の報告義務違反や検査忌避に対する罰金額の上限が、20万円から50万円に引き上げられました。

### ■平成17年10月より適用

#### 1. 中途引き出し要件の緩和

少額資産者の保護のために、これまで基本的に通算拠出期間で判定していた脱退一時金の受給資格を、企業型年金からの資格喪失の場合に限り、下記の通り資産額でも判定できることとなります。

- ① 企業型年金から個人型年金に移行した者であって、第3号被保険者等個人型年金に拠出できない者については、資産が少額の場合（50万円以下）に脱退を認める。
- ② 資産が極めて少額（1.5万円以下）の者は、個人型年金に移行することなく退職時に企業型年金で脱退を認める。

#### 2. 厚生年金基金、確定給付企業年金からの資産移換

転職等に際して、厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金への年金原資の移換が可能になります。

(総合企画部 三角真二)

## 【新記録管理システム「DCPARK」のご紹介—アンサーネット（加入者サイト）編】

当社は、これまで蓄積してきたノウハウをもとに、多様な顧客ニーズに対応し、より一層のサービスの充実を図るために、2004年7月より、日本ユニシス社と共同開発した新しい記録管理システム、「DCPARK」(Defined Contribution Plan Administration Record Keeping)を導入いたしました。このDCPARKの稼働により、これまでご提供してきた低廉で高品質なサービスを維持することはもちろん、機動性・柔軟性に富んだより利便性の高いサービスのご提供が可能になりました。

DCPARKの特徴は、最新の技術による充実したインターネットサービスにあります。従来からご提供していた加入者サイト「アンサーネット」の強化に加えて、新たに企業型年金の企業担当者様向けの「管理者サイト」をご用意いたしました。

今回は、そのうち、新しくなった加入者サイト「アンサーネット」に関するサービス、各種機能について具体的にご紹介したいと思います。新アンサーネットの主なメニュー・機能につきましては図表1をご参照ください。

■ 図表1:新アンサーネット 主なメニュー・機能一覧(※)



※「★」があるのは新設された機能・メニュー

「☆」があるのは、バージョンアップされた機能・メニュー

新アンサーネットでは、法定の投資教育に加えクイズ形式で理解度チェックができる「投資教育講座」をはじめとして、ライフプランシミュレーション、資料請求・申請等といった、ご加入者様に役立つメニューが新設されたほか、引き続きご提供している既存のメニューもほとんどがバージョンアップされております。このラインナップは、記録関連・運用関連業務のサービスを一括でお届けする、当社のバンドルサービスならではの内容であり、ご利用にあたっての利便性・機能性も向上しました。

また、当社のバイリンガルサービスの一環として、英語版のアンサーネットもご用意しています。これにより、外国人の方も日本語版と同様のサービスを受けることができ、外資系企業や日本企業の外国人従業員様も安心して制度にご加入いただくことができます。

確定拠出年金制度は、制度導入および加入後の長い年月を加入者様・事業主様が運営管理機関とともに歩んでいく制度です。新アンサーネットは末永くお付き合いいただくツールとして、少しでも加入者の皆様のお役に立てればと考えております。次号では、企業型年金の企業担当者様向けのサイト、「事業主サイト」の機能・メニュー等についてご紹介したいと思います。

(総合企画部 信澤有紀)